

## 小中一貫教育の概要

### 1 改正学校教育法の目的

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育の実施を目的とする「義務教育学校」が平成28年度から創設する。

### 2 改正学校教育法の概要

#### (1) 義務教育学校の創設（第1条）

我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設けることとした。

#### (2) 設置義務（第38条）

市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができるものとした。

#### (3) 義務教育学校の目的（第49条の2）

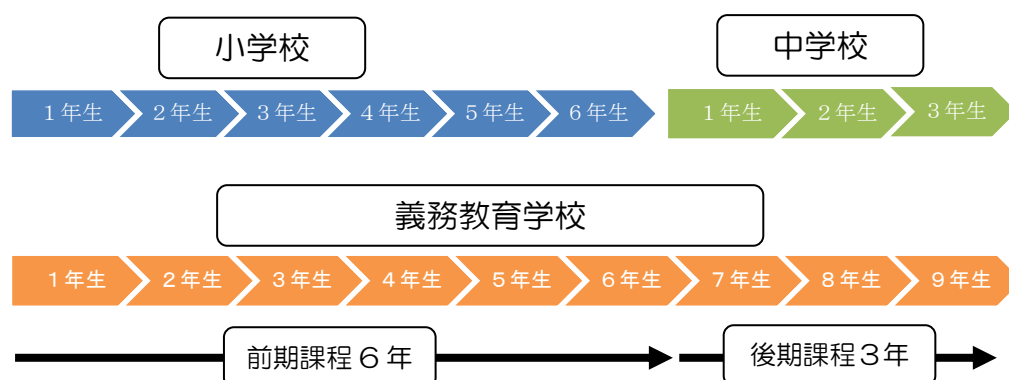
義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とすること。

#### (4) 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分（第49条の4及び第49条の5）

義務教育学校の修業年限は9年とし、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程に区分した。

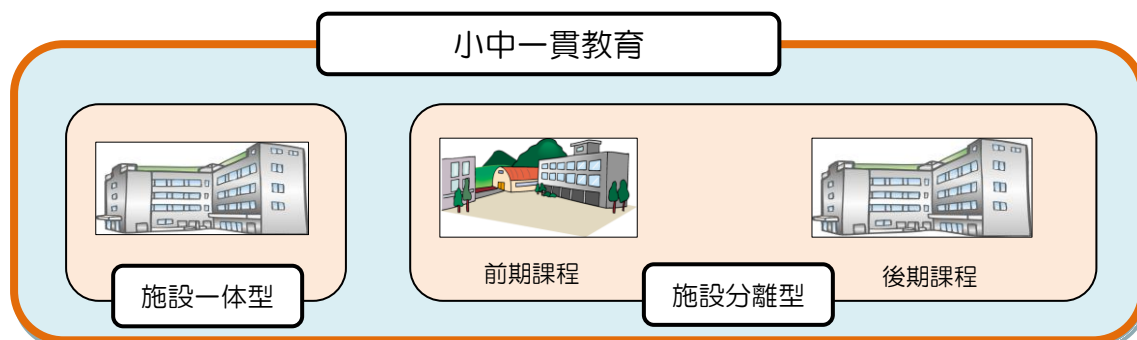
### 3 前期課程及び後期課程の区分

義務教育学校は、9年の課程を前期6年、後期3年に区分することとしている。なお、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特質を生かして、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能としている。



#### 4 義務教育学校の施設形態

義務教育学校における施設の形態は、前期課程と後期課程などが同じ校舎にある「施設一体型」、前期課程と後期課程などの校舎が別々の場所にある「施設分離型（施設隣接型を含む）」がある。



#### 5 小中一貫教育導入の背景

義務教育期間における子供たちの心身の発達の早期化、価値観などの変化は著しく、特に小学校から中学校への新しい環境に移行する段階でのいじめ・不登校といった所謂「中ギャップ」や小学校4～5年生段階での発達上の段差など、義務教育の学年区分や学校種間には教育課程等を含む接続の在り方に大きな課題がある。

#### 6 小中一貫教育と小中連携教育

小中一貫教育は、義務教育9年間を一貫して捉える教育課程編制や系統的な教育・学習を目指して行われる教育で、所謂「小中連携」とは異なる。

##### ■小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育。

##### ■小中連携教育

小・中学校がそれぞれ情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育。

## 7 小中一貫教育における成果

### (1) 学習指導上の成果

- 各種学力調査の結果の向上
- 学習意欲の向上、学習習慣の定着
- 授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少など。

### (2) 生徒指導上の成果

- 「中1ギャップ」の緩和
- 学習規律・生活規律の定着、生活リズムの改善
- 自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成
- コミュニケーション能力の向上など。

### (3) 教職員に与えた効果

- 指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
- 小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- 小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり
- 小・中学校で共通に実践する取組の増加や小・中学校が協力して指導に当たる意識の高まり
- 仕事に対する満足度の高まりなど。

## 8 小中一貫教育における課題

### (1) 準備に関わる課題

- 9年間の系統性に配慮した指導計画作成
- 小・中学校合同の行事の内容設定
- 時間割や日課表の工夫、施設の使用時間調整
- 小学校間の取組の差の解消など。

### (2) 時間の確保等に関する課題

- 小・中学校間の打合せ時間の確保
- 小・中学校合同の研修時間の確保
- 小・中学校の交流を図る際の移動時間・手段の確保
- 教職員の負担の軽減、負担感・多忙感の解消、負担の不均衡など。

### (3) 児童生徒に与える影響に関する課題

- 転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応
- 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- 中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響
- 小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成など。

### (4) 教職員の意識改革等に関わる課題

- 管理職や教職員間の共通認識の醸成
- 小・中学校が接続する学年等以外を担当する教職員の意識向上
- 成果や課題の可視化と関係者間での共有、そのための手法の確立など。

### (5) 人事・予算面に関わる課題

- 教員の所有免許の関係で兼務発令を拡大できないこと、兼務発令の趣旨に関する教職員の理解
- 小・中学校間のコーディネート機能の充実
- 小・中学校の教職員人事の一体的な運用
- 必要な予算の確保、小学校費・中学校費の一体的な運用など。

## 9 小・中学校の適正規模・適正配置との関係

義務教育学校の制度化の目的は、各地域の主体的な取組によって小中一貫教育の成果が蓄積されてきた経緯に鑑み、設置者が、地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整備するものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではない。

今後、少子化に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で、児童生徒の集団規模の確保や活発な異学年交流等を意図して、小学校・中学校を統合して義務教育学校を設置することは一つの方策であると考えられるが、その場合、設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要である。

※参照：文部科学省の通知及び中央教育審議会の答申